

関西大学ボランティアセンターにおけるボランティア団体の紹介に関する方針

2007年1月11日

関西大学ボランティアセンターでは、以下に該当するボランティア団体の活動を紹介します。

- 1 公益性・公共性が高い活動。
- 2 営利を目的としない活動。
- 3 活動にあたり、安全性が高いと判断される活動。
- 4 受け入れた学生に対し、教育的配慮を伴った対応をする団体における活動。

(1) ボランティア募集の受付

- ① 初めてボランティア活動を募集する団体は、「団体の責任者の名刺」、「組織概要がわかるパンフレット等」および「ボランティア募集チラシ(A4 サイズに限る)」を持参のうえ、来室をお願いします。
(教育委員会等の公共的機関の場合はこの限りではありません。)
- ② 来室時に所定の「ボランティア団体登録用紙」に記入をお願いします。
- ③ ボランティア募集团体には、必要に応じて、規約、役員名簿、収支報告書、活動報告等の団体の実績がわかる書類等の提出をお願いすることがあります。あらかじめご了承ください。
- ④ 学生等がボランティア活動を行った際に、募集条件と異なる状況が判明した場合、精神的・肉体的苦痛を受けた場合等には、そのボランティア団体の募集を停止します。
- ⑤ 個人からのボランティア募集は受付いたしません。(地域の社会福祉協議会、大阪ボランティア協会およびその他関連機関へご依頼ください。)

(2) ボランティア団体・活動の選定基準(以下に該当するものは受付できません。また、この選定基準は受付時のみでなく、活動中にも適用いたします。)

- ① 法令に違反するもの。
- ② 公序良俗に反するもの。
- ③ 人体に有害なもの、危険が伴うもの。
- ④ 政治的・宗教的活動を主たる目的とするもの。
- ⑤ 関西大学ボランティア連絡協議会が不相当であると判断するもの。

(3) ボランティア受け入れ団体との申し合わせ

ボランティア受け入れ団体と関西大学ボランティアセンターとは、以下の点を申し合わせ事項として確認します。

- ① ボランティア受け入れ団体はボランティア申込者に対し、活動内容や条件等を提示し、その内容について両者の間で合意のうえ、活動を始めることとする。
- ② ボランティア受け入れ団体は活動を始める前に、オリエンテーション等を実施し、活動に必要な情報や留意点をあらかじめ伝達し、活動が始まった後は、必要に応じて研修・支援等を行うこととする。
- ③ ボランティア活動中は、各団体ボランティア担当スタッフとともに活動を行うこととする。
- ④ 学生がボランティア活動を行う際には、あらかじめボランティア保険に加入していることを必ず確認し、未加入の場合は活動させないこととする。
- ⑤ 次の内容を含む活動については紹介できないこととする。
 - (ア) 22時以降6時までの深夜早朝活動
 - (イ) 精神的、肉体的苦痛が心配されるもの
 - (ウ) 水泳監視、ベビーシッターおよび病人の介護等の人命にかかわることが予想されるもの
 - (エ) 車の運転
 - (オ) 本来、有資格者によってなされるべき活動

(4) 免責事項

ボランティアセンターで紹介するボランティア情報に関して発生したトラブル等に対し、ボランティアセンターでは責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。

以上